

# 農業法人の成立・発展の方向と条件

## — 家族型法人・有志協業型法人を中心にして —

稲本志良

### 1. 本稿の課題

わが国の農業法人は多くの視点からの類型区分と位置づけが可能であり、必要である。その1つは、個人企業の範疇としての家族法人、集団企業の範疇としての協業法人の類型区分である。そして、特に土地利用型農業においては、協業法人を有志協業型法人と集落協業型法人に類型区分することが重要になっている。本稿では、そのなかで有志協業型法人と家族型法人の法人類型に注目して、その成立（設立）・発展の方向と条件について、以下の観点から検討することを課題にする。

第1の課題は、家族型法人・有志協業型法人の内部的な経営構造を集落協業型法人も含めて比較検討して、改めてこの観点からみた家族型法人・有志協業型法人の性格を明らかにし、法人類型におけるそれらの位置づけを行なうことである。

第2の課題は、家族型法人・有志協業型法人の成立・発展の条件について、1つは、特に、経営の発展方向と発展段階、2つは、経営の成長・発展過程における法人経営としての意義という観点から検討することである。いうまでもなく、これら2つの観点からの検討は密接に関連するが、検討の観点としては峻別すべき内容を有している。

第3の課題は、家族型法人・有志協業型法人について、これらをめぐる法人類型間の移行・発展の方向と条件について検討することである。特に、家族型法人から有志協業型法人への法人類型間の移行・発展の意義と条件、土地利用型農業における家族型法人と集落営農の「接合」、有志協業型法人と集落営農（集落協業型法人）の「接合」の意義と条件について検討することである。

注) 本稿は、『平成5年度 稲作法人経営の成立・発展の条件に関する調査研究報告書』（平成6年3月 農業開発研修センター）の第3章を加筆・修正したものである。なお、農業法人の類型区分についての詳細な検討は、同『報告書』第1章を参照。何れも筆者分担執筆。

### 2. 家族型法人・有志協業型法人の内部経営構造

#### (1) 法人経営の内部経営構造を検討する視点

後に詳しく触れるが、最近、農業経営の法人化に関する関心が高まり、法人化の利点（意義）、法人経営の有利性について多くの指摘がなされてきている。これについて筆者は、制

度・政策上の利点，経営的利点，イメージ改善・意識改革上の利点の3つについて整理して，各々について具体的な検討を加えてきた。

他方，既設の法人経営のなかに運営面の困難に直面している事例，経営活動を実質的に停止している事例，また，解散の事例も少なからず見られることから理解されるように，農業経営の法人化，法人経営は多くの有利性を有する反面，しばしば無視し得ない困難に直面する，ないし，常にそのような可能性を有している。このような困難は様々な性格のものを含んでいるが，ここで注目したい点は，協業型法人の場合，それらが「他人の協業」を伴うものであること，その協業は法人経営の有利性の重要な内容（後に述べる経営上の利点）であるが，反面，協業型法人が直面する困難とも密接に関連しているということである。

農業経営の法人化，法人経営を農業経営の発展の一局面あるいは一方策（戦略）という観点から，また，地域農業の担い手という観点から評価する場合，以上でいうような法人化，法人経営の有利性と，法人経営が直面する困難とを併せて考慮すべきである。以下では，法人化，法人経営の有利性と法人経営が直面する困難を理解する基礎を提示することを目的にして，主要な法人類型の内部的な経営構造，それがもつ経営的，制度的意味について比較検討しよう。

## (2) 類型別法人の内部経営構造の比較

いうまでもなく，法人の内部経営構造をみる局面は多様である。ここではこれを，経営構造の相違をより明確にするために，家族型法人，有志協業型法人に集落協業型法人（特に，全戸参加型）を加えて，3つの法人類型間の内部経営構造について検討する。

先ず，これらについて1次的・本来的な経営構造局面に注目する。表1はそれを整理して示したものである。

表1 類型別農業法人の内部経営構造

	家族型	有志協業型	集落協業型
(1) 構成員（人的組織） 数（規模） 構成 結合動機	少 家族（同族） 血縁的	中 他人 機能的	多 他人 地縁的
(2) 人的結合 人的資源の結合の 範囲（経営者能力） 出資（規模）	小 小	中 中	大 大
(3) 機能分化の可能性 （所有・経営・労働）	小	中	大
(4) 多くみられる法律形態	有限会社	有限会社 農事組合法人 （1・2号）	農事組合法人 （1号）

第1の構造局面として、法人経営を1つの人的組織としてみた場合の組織構成員の規模と構成がある。なお、ここでいう構成員とは少なくとも法人への出資を前提にしている。このような理解にたっていえば、構成員の規模はいうまでもなく家族型法人が最も小さく、全戸参加の集落協業型法人が最も大きい。いうまでもなく、家族型法人は最小の人的組織である。また、構成員の内容は、家族型法人の場合は「家族（親族）」であるのに対して、集落協業型法人、有志協業型法人の場合は「他人」である。更に、構成員結合の動機についていえば、家族型法人は血縁的結合、有志協業型法人は機能的結合、集落協業型法人は地縁的結合である。

第2の構造局面として、法人経営を経営形態論でいう「人的結合」組織体とみた場合のその人的結合の範囲がある。人的結合の範囲として先ず、出資者の数、従って、結合可能な出資（合計額）についてみると、その構成員規模が直接的に反映されるという前提のもとでいえば、家族型法人が最も小さく、集落協業型法人が最も大きい。また、人的結合の範囲として組織が結合可能な経営者能力は、これについても構成員規模が直接的に反映されるという前提にたっていえば、家族型法人が最も小さく、集落協業型法人が最も大きい。

第3の構造局面として、構成員間における出資（所有）・経営・労働の機能分化の程度である。この構造局面は、ここで比較の対象としている3つの法人類型について事前的、予定的に検討できるとは限らない。この構造局面は、各法人類型の発展段階に応じて形成されるものである。それに関わらず、この構造局面が構成員規模と密接に関連するという点を認める立場にたっていえば、家族型法人が機能分化の可能性に最も欠けており、集落協業型法人が機能分化の可能性を最も多く有しているということではできよう。

注目する第4の構造局面として、法律形態がある。この構造局面も事前的、予定的に検討できる性格のものではない。法律形態は制度上の要件と関連して事業内容、機能分化の程度などに規定され、実態的にはその他の多くの要因と関連している。ここでは制度上の要件、特に、構成員要件に注目していえば、家族型法人は有限会社、有志協業型法人は有限会社、農事組合法人（1・2号）、集落協業型法人は農事組合法人（1号）である場合が多い。

### (3) 内部経営構造と経営の効率・安定性及び継続性

このように、3つの類型別法人の間でその内部経営構造が4つの構造局面の各々において異なっている。このような経営構造の相違は、法人化、法人経営の有利性、法人経営が直面する困難と密接に関連している。この点を先ず、先に指摘した協業化の有利性、即ち、家族型法人に比較した協業型法人の有利性ということと関連させて整理すると、以下の諸点を指摘することが出来る。

第1に、協業化は、人的結合の範囲の拡大を可能にしており、家族型法人に比較して協業型法人は、出資者の数、結合可能な出資（合計額）が大きく、資本調達という点で有利性を有している。また、家族型法人に比較して協業型法人は構成員が多く、即ち、人的資源の結

合の範囲が大きく、結合可能な経営者能力が大きいという有利性を有している。

第2に、協業化は家族の範囲を越えた構成員の確保を意味しており、家族型法人に比較して協業型法人は構成員間の分業と協業の利益をより多く享受し得る可能性を有している点での有利性を有している。

第3に、協業化は同じく家族の範囲を越えた構成員の確保を意味しており、家族型法人に比較して協業型法人は後継者となるべき多くの候補者を構成員家族のなかに保有しており、後継者を確保する可能性、即ち、経営の継続性を確保するための条件と可能性をより多く有しているという有利性を有している。

なお、以上では家族型法人に対比した協業型法人の有利性について指摘したが、あくまでも協業型法人のなかでは構成員がより多いという点を強調していえば、人的結合の範囲がより大きい集落型法人の方が有志型法人よりも多くの有利性を有しているといえる。

次に、法人経営、特に協業型法人が他人の協業を伴うことから派生して直面する経営の不安定性、運営上の困難を、協業型法人に比較した家族型法人の有利性ということと関連させて整理すると、以下の諸点を指摘できる。

第1に、法人経営は家族型、協業型法人何れの場合にも形式的には家計と経営の分離を原則としている。しかし、協業型法人の場合には実質的にも家計と経営は分離しているのに対して、家族を構成員としている家族型法人の場合、実質的には家計と経営は未分離の状況にある。このことは経済的、自然的条件の変動からくる不況に対する経営の安定性（強靱性）という点で両者間に重要な相違をもたらす。即ち、不況に対する経営の安定性という点で協業型法人よりも家族型法人の方が有利性を有している。

第2に、運営上の困難は、特に迅速かつ適切な意志決定の困難さ、即ち、経営管理の非効率の発生ということ为主要な内容としている。協業型法人は家族の範囲を越えて多くの他人が地縁的、機能的に結合する相対的に大規模な人的組織であり、そこでは迅速かつ適切な意志決定がしばしば困難になる、即ち、しばしば経営管理の非効率が発生する。これに対して、家族型法人は家族の範囲内で血縁的に結合する小規模の人的組織であり、そこでは本来的に迅速かつ適切な意志決定が可能である。この点は、協業型法人に比較した家族型法人の重要な有利性である。なお、以上の点を協業型法人のなかの集落協業型法人と有志協業型法人について比較すると、家族経営に比較した不利さは有志協業型法人の方が小さいといえる。以上の点を要約して表2として示しておく。

表2 類型別農業法人の経営構造と経営的意義（要約）

	家 族 型	有 志 協 業 型	集 落 協 業 型 (全戸参加型)
1) 経営管理の非効率の発生の可能性	小	中	大
2) 好・不況に対する経営の安定性	大	小	中
3) 経営の継続性 (後継者確保の可能性)	小	中	大

### 3. 家族型法人・有志協業型法人の成立・発展の条件

#### (1) 農業経営の発展とその戦略としての法人化の意義

法人化は農業経営が発展していく過程での1局面であり、農業経営が発展していくうえで1つの有力な手段、即ち、戦略である。先ず、この点についての検討からはじめる。

ところで、農業経営は、国内的、国際的にみて、競争的な生産物及び生産要素市場のなかで経営活動を行なっている。農業経営は、長期にわたって存続していくためにその競争力を維持・強化していくこと、即ち、持続的な経営の発展が不可欠である。その経営の発展は、以下に示すような種々な局面において遂行される。

#### (1) 発展としての経営成長局面

- ① 経営規模（ファームサイズ）の拡大
- ② 事業規模（ビジネスサイズ）の拡大
- ③ 経営効率（生産性、収益性）の向上

#### (2) 発展としての経営構造局面

- ④ 事業構造（経営部門結合）の変更
- ⑤ 技術構造（個別技術・技術体系）の変更
- ⑥ 生産要素構造（量的・質的）の変更
- ⑦ 生産要素・生産物流通（購買・販売）構造の変更
- ⑧ 作業・管理（低級）組織構造の変更

#### (3) 発展としての経済組織局面

- ⑨ 経営形態の変更
- ⑩ 内部組織・中間組織の変更

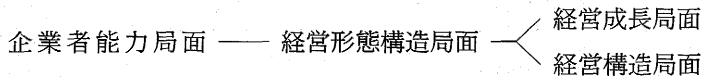
#### (4) 発展としての企業者能力局面

- ⑪ 財務構造（資金調達力及び源泉）の変更
- ⑫ 経営管理能力及び管理組織（上級）の変更

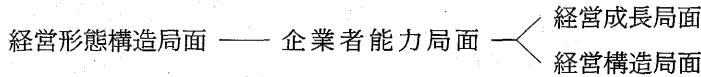
もちろん、これらの発展が真に経営の競争力の向上と結びつくためには常に革新を伴うものでなければならない。ここでいう革新とはシュンペータのいう革新（イノベーション）の意味であり、従来の「軌道」の単なる延長線上の変更一修正ではなく、創意工夫と先駆的な経営努力を伴った新たな軌道の確立のもとでの変更をいっている。シュンペータはこのような革新として、①新しい生産方法の開発と採用、②新製品の開発と採用、③新しい市場の開拓と進出、④新しい資源の発見と利用、⑤新しい経済組織の開発と採用の5つをあげている。

このように、農業経営の発展は革新を図りつつ種々な局面において遂行されるが、これらは、予め以上に示したように、5つの局面に分類できる。この5つの発展の局面は並列的關係にあるのではなく、立体的な関係にある。これを整理して図示すれば以下の2通りになる。

整理(1)



整理(2)



即ち、経営の発展を担う主体の能力として企業者能力がある。シュンペータはこの存在を前提にしているが、農業経営の発展を考察するに当たってはこれ自体の形成と向上の問題を取り上げなければならない。この企業者能力は2つの意味と経路で経営形態と関連する。1つは、整理(1)に示すように、経営発展の段階と方向に適切な経営形態の選択が企業者の重要な役割であり、その役割は企業者能力の水準に密接に関連するという関係である。2つは、整理(2)に示すように、「人的結合」をとおして企業者能力の向上を図っていく手段としての経営形態の変更という関係である。このような密接な関係にある企業者能力と経営形態のもとで、一方で、経営成長、他方で、経営構造の変更が遂行される。いうまでもなく、経営成長と経営構造の変更は同時に遂行される関係にある。

以上に示したことから理解されるように、農業経営の発展の過程で、経営形態の選択・変更は極めて重要な意義を有している。ここで注目している農業経営の法人化は、この経営形態の選択・変更の重要な内容である。このような観点から、農業経営の法人化の利点について検討することが重要なのである。

(2) 農業経営の法人化の利点

既に農業経営の法人化の意義、即ち、法人化の利点については多くの指摘がなされてきている。筆者もこれについて示してきた。これを要約すると、以下のとおりである。

第1は、制度・政策上の利点である。1つは、農業法人は、文字通り1つの「法人格」を獲得することによって、債権・債務、権利・義務の主体になるのであり、このことが社会的取引と経営内部の業務に多くの利点をもたらすことである。2つは、農業法人には税制度、社会保険制度、制度融資など、多くの制度上の利点が用意されていることである。また、農業生産法人については政策の方針を促進する観点から更にいくつかの利点が付与されている。

第2は、経営的利点である。この利点は、法人が協業を伴う過程であるということ、経営形態論（企業形態論）に沿っていえば、「人的結合」組織であるということ、特に、企業者能力の結合の形態であるということと密接に関連している。即ち、1つは法人化によって資本が結合され、資金調達能力が拡大するという利点である。2つは経営管理能力が結合され、組織としての質的、量的にみた経営者能力が向上するという利点である。これは、人的結合の範囲の拡大とそのもとの分業と協業の利益の発生という2つの内容を含んでいることはいうまでもない。また、法人化によって構成員後継者の参入条件が整備されて、経営の継続

性を確保する可能性が増加するという経営的利点も大きい。

第3は、イメージ改善・意識改革の利点である。法人化によるイメージの改善は、対外的には取引信用力の向上、対内的には職場環境条件の改善がその主要な内容である。意識改革は対内的なものであり、構成員の経営意識、就業意識、人間関係に関する意識の改革が主要な内容である。

このように、法人化は多様な利点をもたらすが、これらの利点はあくまでも可能性としての利点である。この点に関して2つのことを整理しておかねばならない。

第1は、これらの利点の可能性が法人類型、特に家族型法人と協業型法人の間で異なるという点である。要約すれば以下のとおりである。

	制度・政策上の利点	経営的利点	イメージ改善・意識改革の利点
家族型法人	小	小	大
協業型法人	大	大	大

即ち、表1及び表2に示したところから明らかなように、家族型法人と有志協業型法人の間では内部経営構造が大きく異なる。この内部経営構造の相違が法人化の利点に大きな相違をもたらす。

他人の機能的な協業組織であり、人的組織としての規模、物的経営規模が大きく、企業的人格を相対的に強くもつ有志協業型法人では制度・政策上の利点、経営的利点の双方とも大きい。他方、家族・親族の血縁的な協業組織であり、人的組織としての規模、物的経営規模が小さく、相対的に企業的人格の弱い家族型法人では制度・政策上の利点、経営的利点の双方とも小さい。留意すべき点は、この点から単純に家族型法人の意義、即ち、家族経営の法人化の意義を低評価することがあってはならないということである。イメージ改善・意識改革上の利点は家族型法人、有志協業型法人の双方とも大きく、特に、家族型法人にとってイメージ改善・意識改革上の利点のもつ意義は大きいのである。

第2は、以上で整理して示した可能性としての法人化の利点の実現の条件である。これについては、いくつかの点からの検討が必要である。これについて、各々、法人経営の成立（設立）・発展の条件という点から項を改めて検討する。

### (3) 法人経営成立（設立）・発展の条件

ところで、法人経営の成立・発展の条件についてはいくつかの観点からの検討が必要である。

第1は、当事者が法人を適切に設立するための条件である。

第2は、設立された法人が法人化の利点を実現・享受するための条件である。

第3は、設立後の法人が持続的に発展していくための条件である。

いうまでもなく、これらの3つの条件は密接に関連している。法人が適切に設立されて初めて、法人の利点を実現・享受することが可能になり、その後の持続的な発展が可能である。また、法人化は経営発展の一局面であると同時に経営発展の手段、戦略でもあり、法人化の利点を実現・享受することが可能であってこそ、法人経営としての持続的な発展が可能である。逆に、法人経営が農業経営として持続的に発展することがあってこそ、法人化の利点を実現・享受する程度が大きくなるのである。

以下、これらの条件について検討するが、それに先だって、先ず、有志協業型法人の成立の経緯に注目しよう。筆者のこれまでの調査事例のなかから選択して整理すると、以下のような経緯に分類することができる。

ケースA(1): グループ活動、任意協業経営・組織活動の経緯を経ない、純粋に機能的な動機による設立

(例: 岐阜県・農事組合法人ロイヤルグリーン)

(2): 農業青年の営農面、営農面外グループ活動の参加メンバーによる設立

(例: 新潟県・有限会社神林カントリー)

(3): 任意協業経営・組織活動を経験して後の設立

(例: 石川県・有限会社六星生産組合)

ケースB(1): 既設家族法人の出資による補完型の有志協業型法人の設立

(例: 神奈川県・株式会社神奈川畜産)

(2): 既設有志協業型法人の分社としての設立

(例: 山口県・船方総合農場)

(3): 農協の第3セクター部門としての設立

(例: 石川県・有限会社手取農産)

ケースC(1): 家族員外の構成員が出資参加することによって家族型法人が有志協業型法人へ移行

(例: 神奈川県・株式会社神奈川畜産に出資参加している一部の有志協業型法人)

但し、上記の有限会社六星生産組合は任意組合を経て農事組合法人が設立され、運営されてきたが、平成2年に農事組合法人の活動を停止し、制度上は存続させつつ、有限会社を新たに設立して現在に至っている。実質的には法律形態の変更といってよい。

このように、有志協業型法人が設立されるケースは多様であるが、以上の7つのケースのなかで、ケースAは未法人の経営や組織・グループが有志協業型法人として設立されたケース、ケースBは既設の法人が別途新たに有志協業型法人を設立したケース、ケースCは家族型法人がそれに移行したケースである。もちろん、ここで問題にしている法人の成立・発展



の条件は、これらのケースによって異なるが、典型的なケースとして、A(3)、即ち、任意協業経営・組織活動を経験して後に設立される有志協業型法人を念頭において検討しよう。

第1に、法人成立の条件について以下の諸点が重要である。

- (1) 事業内容、法人化の動機・目的の明確化。
- (2) 法人参加希望者の確定と資質、経験などを考慮した法人経営陣の確保。
- (3) 適切な法人形態の選択。
- (4) 構成員各人及び法律形態の要件とされている出資金（額）の調達。
- (5) 法定出資金を超える初期投資に必要な資金の調達。
- (6) 制度上の手続きの履行の能力。

ここに指摘した条件は、法人化の制度上の要件を確保するということがあるが、法人の成立時点及び発展過程において法人化の利点を実現・享受して持続的な経営発展を可能にし、促進する上での「初期」条件の確保ということの意味が重要である。

第2に、法人の成立時点・発展過程において法人化の利点を実現する条件として先に示した法人化の利点に対応させて整理しよう。これらの条件は、経営の発展段階と発展方向、換言すれば、経営の事業規模・事業内容と企業的経営としての塾度と密接に関連している。

(1) 制度・政策上の利点を実現するための条件として、以下の諸点がある。

- ① 法人税適用の有利性が実現するような事業規模（販売金額、剰余金など）の確保。
- ② 各種の社会保険の適用の有利性を実現（享受）するような状況（雇用労働の導入・利用ないし計画）。
- ③ 制度融資上の利点を実現（享受）するような追加投資のための資金及び運転資金の需要。

(2) 経営的利点を実現するための条件として、以下の諸点がある。

- ① 法人構成員の追加出資（内部調達）の可能性を有するという利点を実現するような活発な追加投資とそのための資金及び運転資金の需要。
- ② 資質、経験の異なる構成員の結合、分業と協業による利益にもとづく高度な法人経営陣の経営管理能力の発揮を促進するような事業規模・事業内容及びそれらの変更。
- ③ 後継構成員（経営者）の参入費用が小さいという有利性を活用し得るような事業規模の拡大、事業内容の変更。

(3) イメージ改善・意識改革上の利点を実現するための条件として、以下の諸点がある。

- ① 法人イメージが有効に機能するような生産物の出荷・販売形態。
- ② 法人イメージを必要とするような活発な事業規模の拡大とそのための土地借入・作業受託等の必要性。
- ③ 法人イメージが有効に作用するような活発な事業規模の拡大・事業内容の変化による追加構成員、雇用労働力の必要性。

もちろん、法人化の利点を法人の成立時点、また、法人経営のある発展段階ですべて実

現・享受する必要はなく、法人経営の発展段階、発展方向に応じて実現・享受すべきものである。しかし、現実には法人経営の成立後、法人化の利点を実現・享受し得ていない事例も少なくない。

これには、多くの原因が想定されるが、次の4つに分類できよう。1つは、法人設立が適切になされたかどうかという問題、2つは、法人化の利点を実現・享受し得る経営の発展方向や発展段階に経営が発展してきているかどうかという問題、3つは、逆に、協業化による管理上の非効率が発生していないかどうかという問題、4つは、農業経営をめぐる経済的な経営環境の問題、特に、農業不況という問題である。これら4つの問題のなかで、最初の3つは、法人経営陣の経営者能力に関わる問題である。また、最後の1つもそれとかなりの部分で関連している。というのは同じ経済的経営環境下でも成功、発展の事例があるのである。

これらのことから理解されるように、法人経営が法人化の利点を実現・享受し得るか否かは、法人経営陣の経営管理能力と密接な関連があり、また、法人経営陣の経営管理能力の成長とそれとでの法人経営の農業経営としての持続的な発展自体が重要な条件であるのである。次にこの点について検討しよう。

第3は、設立後の法人が農業経営として持続的に発展していくための条件である。これについては、以上で詳しく検討した。そこで指摘したように、経営発展は種々な革新の遂行の過程であり、その前提として企業者能力（資金調達能力、高次の経営管理能力）の存在が不可欠であり、それに関連して経営形態の革新、即ち、法人化と法人の法律形態の変更がある。農業経営が持続的に発展していくためには、企業者能力の存在とその成長のもとで、経済組織の革新（経営形態の革新など）をはじめ、生産方法の革新、新製品の開発、新市場の開拓、新資源の発見などの革新が継続的に遂行されていくことが必要なのである。

#### (4) 法人経営の発展のための外部支援

以上のように、法人経営の発展にとって、その経営陣の企業者能力、経営管理能力の成長と発揮が最も基本的な源泉である。しかし、企業者能力の成長、種々な革新を継続的に遂行していくことを可能にし、促進するための行政諸機関・団体等による外部からの支援とそのあり方も重要である。上記の革新に対応させて、ここでは特に以下の諸点を指摘しておこう。

##### 1) 企業者能力の成長についての外部支援

企業者能力として、資金調達能力と高次の経営管理能力がここで問題にしている内容である。資金調達能力は自己の資金力と外部からの資金調達能力に大別されるが、特に、外部支援が関連しているのは外部からの資金調達能力である。この点から融資制度と信用保証制度の充実が重要な意味を有してくる。

他方、高次の経営管理能力は、その性格から必ずしも外部からの直接的な支援は可能ではない。にも関わらず、間接的にでも支援が可能ならば、その支援の意義は極めて重要である。その外部支援として、極めて高度かつ実践的な法人経営陣を対象とした研修機会の整備、中

小企業経営者との交流の機会の整備，中小企業経営者研修会への参加の機会と条件の整備などが重要である。

## 2) 経済組織の革新についての外部支援

以上では，経済組織の革新として，法人化，法人経営の法律形態の変更など，経営形態の革新に注目してきた。この経営形態の革新ということ以外に，複数の法人経営が出資して，これらを補完する補完型法人の設立（神奈川畜産の例）のように，当該法人が外部支援組織を形成する形態の経済組織の革新の形態もある。インテグレーションもこの種の革新といえる。

これに対して，制度や行政諸機関・団体が関わって法人経営を含む担い手経営を支援する主旨の組織がある。農用地利用改善団体，農地保有合理化法人，農業機械銀行，農作業受委託調整組織，農協共販組織などがその例である。これらの整備は経済組織の革新に関わる重要な外部支援である。

## 3) 技術革新（生産方法の革新，新製品の開発）についての外部支援

農業においては，農業経営が自ら研究開発投資を行ない，技術開発を行なうことは一般的ではない。研究開発は，多くは公的部門，非農業部門における私企業によって行なわれてきている。農業経営にとっては，これらの研究開発によって提供される新技術を如何に適切，迅速に選択して採用するかということが重要であった。このような状況は今後においても大きな変化はないであろう。この過程で行政諸機関・団体が実施してきた支援は重要である。

しかし，今後，次の2つの点での重要性が高まってくると思われる。1つは，公的部門，非農業部門における私企業が提供する新技術を如何に改善・修正して自己の経営に適合させるかという点での経営者の創意工夫である。2つは，未だ少数事例ではあるが，自ら研究開発投資を行ない，新技術・新品種・新製品の開発を行なっている事例が増加してきている。

このような農業経営自らの新技術の改善・修正活動や新技術・新製品の開発活動を動機づけ，支援していくことの意義が極めて重要になってきている。この動機づけや支援の形態は，投資に必要な資金の融資・補助，研究開発投資に対する税制上の優遇，特許制度の一層の整備，先端技術情報の提供など，多様なものがある。

## 4. 家族型法人・有志協業型法人の類型間移行，集落営農との「接合」の意義と条件

前節で指摘したように，わが国の農業法人の展開過程において，極めて少数ではあるが，農業法人の法律形態間の移行の事例がみられる。農事組合法人1号から農事組合法人2号への移行，農事組合法人から有限会社への移行などである。これらの農業法人の法律形態間の移行は，法人経営の発展の戦略，法人経営内部の構成員間の機能分化，即ち，所有・経営・労働の結合形態の変化が主要な契機になっている。ここで更に注目しておきたい点は，法人類型間の移行，法人類型間の「接合」の問題である。即ち，法人類型間の移行としては家族

型法人から有志協業型法人への移行、法人類型間の「接合」としては、有志協業型法人と集落協業型法人、家族型法人と集落協業型法人との「接合」が重要な課題であると考えられる。何れも地域農業における担い手問題と密接に関連する問題である。以下、これらの問題について、移行及び「接合」の現代的な意義と条件という観点から検討しよう。

#### (1) 家族型法人から有志協業型法人への移行の意義と条件

家族型法人と有志協業型法人は、2. で検討したように、内部経営構造を異にしており、そのことから派生して、経営（管理）の効率、安定性及び継続性という点で相対的な有利性、不利性が異なる。特に、家族型法人が協業型法人に比較して相対的に不利と判断される点は、1つは人的結合の範囲が小さいこと、即ち、資金調達力、経営者能力に劣る可能性を有すること、2つは経営の継続性という点で劣ること、即ち、後継者確保という点で劣る可能性を有することである。

これらの点を解決する1つの方向が、家族型法人から有志協業型法人への移行である。即ち、家族型法人が家族員以外の構成員の出資と経営参加を受け入れることによる移行である。この移行の形態として以下の可能性が考えられる。1つは、非農家子弟の参入である。2つは、他家農家子弟の参入である。

最近、当該法人において後継者確保の見込みがない場合だけでなく、後継者を確保している場合でも、家族員以外の構成員の参加の意義を認識している家族型法人の経営者が散見され、現実には、有志協業型法人に移行している事例も散見される。

このような移行を可能にする最も重要なことは、家族型法人の経営者が信頼し得る、当該経営に最も必要な資質の人材を発見、確保するための条件整備である。少ない事例ではあるが、いわゆる口込みで時間を欠けて発見するケース、従業員として試用期間において慎重に判断して参入させるケース、リクルート社に数百万の費用を支払って依頼するケースなど、様々であるが、何れにしても時間と費用が掛かる問題である。現在、農業への新規参入の促進のために行政・団体の取り組みが進んでいるが、上記のような特定の家族型法人への参入のための条件整備は相対的に不備である。

#### (2) 家族型法人・有志協業型法人と集落営農の「接合」の意義と条件

もう1つの問題は家族型法人・有志協業型法人と集落営農の「接合」の問題である。この問題は、現在、いくつかの観点から重要な意義を有してきている。

1つは、特に、稲作を基幹部門とする家族型法人、有志協業型法人が規模拡大をしていく過程で、水田の団地的かつ可及的速やかな集積は不可欠の要件であるにも関わらず、それが困難な状況にある。この状況を解決する有効な方策として、集落の土地利用調整機能（集落営農の一形態）によって団地的に集積された水田がこれらの法人の利用に「接合」することの意義が大きくなってきている。

2つは、家族型法人、集落協業型法人の設立が困難な集落、担い手の欠落する集落が増加する傾向にある。そのような状況のなかで、集落の土地利用調整機能によって団地的に集積された水田の営農主体を集落内外の家族型法人、有志協業型法人に求める方向で両者が「接合」することの意義が大きくなってきている。

このような意義を有する家族型法人・有志協業型法人と土地利用調整機能の実施主体としての集落営農との「接合」の体制整備が必要になってきている。しかし、集落を越えたより広域的範囲での体制整備、両者の信頼に込め得る条件をもつ体制整備は不十分であり、その整備が求められてきている。

## 5. む す び

わが国の農業において、農業経営の法人化に多くの関心が寄せられている。その関心は、社会経済的観点からの関心と私経済的観点からの関心に大別される。両者の関心は密接に関連するが、本稿では私経済的観点からの関心に重点をおいて、農業経営の法人化を経営発展のための革新として理解して、3つの課題を中心に検討した。

以上の検討を要約すれば、以下の諸点を指摘できる。第1に、極めて多様な展開をしている農業法人の検討において、いくつかの視点から類型に分類してそれら相互間の比較検討を行うことが重要であること、法人類型間の有利性、不利性は相対的であること、法人類型間の移行と「接合」という動的な枠組みにおいて検討することが重要であるということである。第2に、法人化が経営発展の源泉になり得るためには法人経営陣の企業者能力、経営管理能力が極めて重要である。第3に、それに関わらず、法人経営の発展に向けた外部支援が重要である。第4に、法人化に関する社会経済的関心からの検討にとって、その論理的基礎として私経済的関心からの検討が極めて重要である。